

2018年  
(平成30年)

4月号

なら

通巻362号

# 労働時報

## CONTENTS

- ご存じですか？奈良県労働委員会 ..... 1
- 無期転換ルールと継続雇用の高齢者に関する特例について ..... 2
- 障害者法定雇用率の引き上げ ..... 3
- 年次有給休暇の取得促進(仕事休もっ化計画) ..... 3
- 中和労働会館移転のお知らせ ..... 4
- 社員・シャイン職場づくり推進表彰企業決定 ..... 4
- 労働条件の明示・就業規則の周知 ..... 5
- 中小企業退職金共済制度 ..... 5
- 労務改善Q&A ..... 6
- 奈良県の労働経済主要指標 ..... 6

## 地域就職支援センター

ハローワークのスタッフがおり、求人情報の閲覧、仕事の相談・紹介が可能です。

◆奈良県地域就職支援センター(奈良市)  
☎0742-25-3708  
月～金 8時30分～17時  
奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良1階

◆大和高田地域就職支援センター(大和高田市)  
☎0745-41-8609  
月～金 8時30分～17時  
大和高田市幸町2-33 奈良県産業会館3階

## 労働相談ダイヤル

◆奈良県雇用政策課  
☎0120-450-355  
月～金 9時～18時

◆エルトピア奈良(奈良労働会館)  
☎0742-26-6900  
第1・第3土 13時～17時

◆エルトピア中和(中和労働会館)  
☎0745-22-6631  
第2・第4土 13時～17時

## 奈良県労働委員会

労働者と使用者の紛争解決のための「あっせん」を行っています。  
☎0742-20-4431 月～金 8時30分～17時

## しごと相談ダイヤル

しごとや職業訓練などの情報を提供しています。

- ◆奈良しごとセンター(エルトピア奈良1階) ☎0742-23-5730 月～土9時～17時
- ◆高田しごとセンター(奈良県産業会館3階) ☎0745-24-2010 月～土9時～17時

※いずれも祝日・年末年始を除く

## ☆ご存じですか？奈良県労働委員会☆

労使のトラブル解決のお手伝いをします。

労働者又は労働組合と使用者との間の問題について、当事者による自主的な解決が困難になった場合に、公平な第三者として紛争解決のお手伝いをするのが労働委員会です。

解決の方法として「労働争議の調整」「個別労働関係紛争のあっせん」「不当労働行為の審査」等を行っています。

☆労働委員会委員による労働相談会を毎月開催します。

開催日時・場所	
平成30年4月12日(木)	10月11日(木)
5月10日(木)	11月6日(火)
6月13日(水)	12月13日(木)
7月12日(木)	平成31年1月10日(木)
8月23日(木)	2月14日(木)
9月13日(木)	3月14日(木)
<p>&lt;時間&gt; 15時～16時 &lt;場所&gt; 奈良市法蓮町757 奈良県奈良総合庁舎内2階会議室</p>	

概要：労働者側、使用者側と中立の立場の3名の労働委員会委員が相談員となって、労働条件その他労働関係に関する相談(募集採用などの相談は対象外)をお受けします。  
一人30分程度です。

費用：無料

対象：県内在住または在勤の労働者  
県内に事業所のある事業主

申込み：予約制(相談日の前日16時30分まで)  
下記へお電話ください。

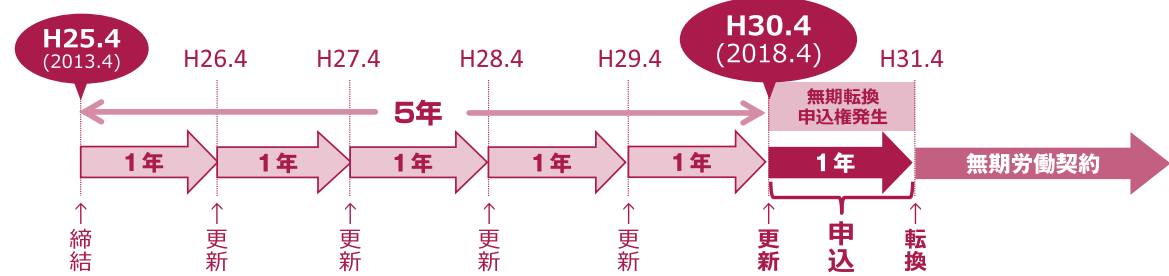
奈良県労働委員会事務局  
〒630-8113 奈良市法蓮町757  
奈良県奈良総合庁舎内  
電話番号 0742-20-4431 (直通)

# 無期転換ルールと継続雇用の高齢者に関する特例について

## 無期転換ルールとは？

- 有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。
- 通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。(労働契約法第18条:平成25年4月1日施行)

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※ 無期労働契約の労働条件(職務、勤務地、賃金、労働時間など)は、別段の定め(労働協約、就業規則、個々の労働契約等)がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定などが必要です。

## 対象となる労働者

- 原則として、**契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で5年を超える全ての方。**契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

## 継続雇用の高齢者の特例とは？

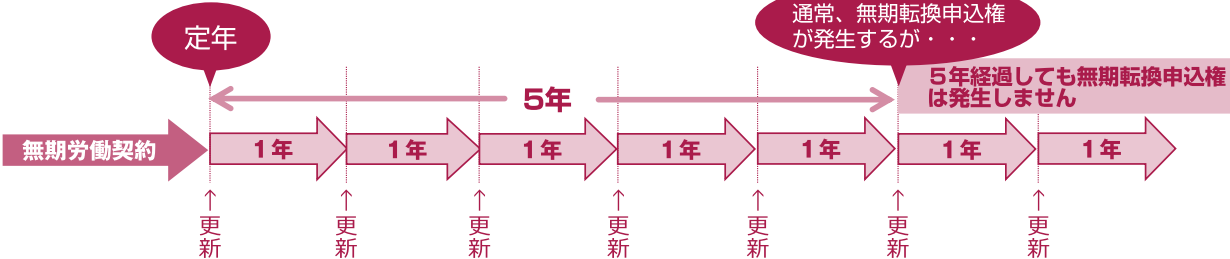
○無期転換ルールの適用により、通常は、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者についても無期転換申込権が発生しますが、**有期雇用特別措置法<sup>(※1)</sup>**により、

- 適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、
  - 定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者(継続雇用の高齢者)
- については、**無期転換申込権が発生しない**とする特例が設けられています。

特例の適用に当たり、事業主は本社・本店を管轄する都道府県労働局<sup>(※2)</sup>に認定申請を行う必要があります。

※1 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第6条:平成27年4月1日施行  
 ※2 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

【例：定年後、1年間の有期労働契約で引き続いて雇用された場合】



※ 正社員、無期転換ルールにより無期となった社員などすべての無期契約労働者

## 対象となる労働者

- 定年後、同一事業主に引き続き雇用される有期雇用労働者。
- ※高齢者雇用安定法に規定する特殊関係事業主(いわゆるグループ会社)に定年後引き続き雇用される場合も対象となります。  
 ※ただし、定年後、グループ会社ではない企業に再就職した場合は特例の対象とならず、通常どおり無期転換ルールが適用されます。

## 「無期転換ルール」「継続雇用の高齢者に関する特例」に関する情報・お問い合わせはこちら

○奈良労働局 雇用環境・均等室 **☎0742-32-0210**

○「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」 [無期転換サイト](#) [検索](#)

※無期転換ルール緊急相談ダイヤル **【0570-069276】**  
(月～金 8:30～17:15)  (円満に無期になろう)

(上記ダイヤルは発信地域から最寄りの労働局に繋がります。また、通話料等にご留意ください。)

平成30年4月1日から障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わり、障害者法定雇用率が引き上げられます。

事業主区分	法定雇用率	
	現 行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

あわせて、精神障害者である短時間労働者の算定方法が変わります。

<雇用率算定方法> 0.5人⇒1人 カウントに変更されます。

ただし、①雇入れから3年以内の方 又は②精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方であって、平成35年3月31日までに、雇い入れられ、又は、精神障害者保健福祉手帳を取得した方が対象です。

※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方です。



まずは、ゴールデンウィークからはじめよう！

チームのサポートがあれば、仕事も休日も、もっと輝く。

仕事休もっ化計画

ワーク・ライフ・バランス

休もっ化計画1

仕事と生活の調和のために、計画的に年次有給休暇を取ろう。

休もっ化計画2

土日・祝日にプラスワン休暇して、連続休暇にしよう。

休もっ化計画3

話し合いの機会をつくり、年次有給休暇を取りやすい会社になろう。

【キッズウィーク】

地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する取組(キッズウィーク)が平成30年度からスタートします。子供たちの親を含め、働く方々は年次有給休暇を取得しましょう!

5月1日と2日を休むと9連休!!

詳しくは

働き方・休み方ポータルサイト

検索

奈良労働局 雇用環境・均等室【 ☎ 0742-32-0210 】

## 中和労働会館移転お知らせ

このたび、中和労働会館は施設の老朽化のため、平成30年4月1日に奈良県産業会館内(大和高田市幸町2-33)3階に移転することとなりました。

移転後の貸館業務につきましては、平成30年4月1日より、奈良県産業会館・奈良県中和労働会館共通窓口(電話:0745-22-2727)で受け付けをおこないますので、引き続き、ご利用いただきますようお願い申し上げます。日曜日もご利用いただけるようになります。

※詳細は中和労働会館ホームページをご覧ください。

(URL : <http://www.pref.nara.jp/15738.htm>)

奈良県産業・雇用振興部 雇用政策課 労政福祉係  
電話番号 0742-27-8828(ダイヤルイン)  
代表 0742-22-1101(内線3575)  
夜間 0742-22-1001

## 平成29年度奈良県社員・シャイン職場づくり 推進表彰企業が決まりました!!

【総合表彰】 税理士事務所SBL

【仕事と家庭の両立推進部門】 社会福祉法人太樹会

【若年者雇用推進部門】 社会福祉法人うねび会

表彰式の模様は、次号でご紹介します。

平成30年度から奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業の表彰に新たな部門表彰が追加されます。

新たな部門表彰:「職業能力開発推進部門表彰」

「女性活躍推進部門表彰」

これに伴い、奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業への登録要件が変更されますのでご注意ください。

詳しくは「社員・シャイン」で検索

# 労働条件通知書の交付を行っていますか？ 就業規則を周知していますか？

職場でのトラブルを避け、良好な労使関係を築くためには、労働条件を明示した書面(労働条件通知書)を労働者に交付して、その内容を労使双方で確認し、誤解のない労働契約を結びましょう。また、就業規則を周知しましょう。

※労働基準法第15条では、労働契約を結ぶ際、賃金などの労働条件を明示した書面(労働条件通知書)を事業主から労働者に交付することを義務付けています。

※労働基準法第106条では、就業規則を常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付すること等により、労働者に周知させることを義務付けています。

◆お問い合わせ 奈良労働局労働基準部監督課 TEL: 0742-32-0204

## ＼ 入ってよかった! ／



# 中退共の退職金制度

事業主  
の声

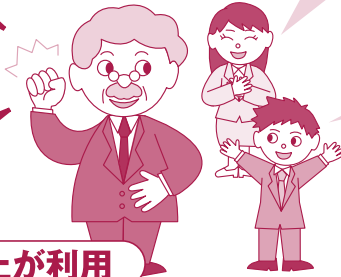
従業員との  
信頼関係も厚く、  
人材の定着に  
つながっています

退職後の  
保証があるので  
安心して働けます

従業員  
の声

掛金が  
全額非課税なので、  
節税にも  
つながりました

パートの私も  
加入してもらい、  
新たにやる気が  
出てきました



半世紀で100万社以上が利用

## 安心と信頼の退職金制度です!

- 国が掛金の一部を助成
- 外部積立型だから管理が簡単
- 掛金は全額非課税
- パートさん用の掛金もご用意

詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

ちゅうたいきょう

略称：中退共

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1  
TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

# 労務改善 Q&A



**Q** 先日、会社と労働契約を結んだのですが、労働基準法に違反する内容があっても契約を結んでしまえばその内容に従わなければいけないのでしょうか。



**A** 労働基準法は最低条件を定める強行法規ですので、労働契約の中で労働基準法の基準(労働時間、休日、休暇、賃金の支払いなどの基準)に達しない労働条件を定める部分は無効となります。したがってそのような契約を締結しても従う必要はありません。無効となった部分の契約内容は労働基準法の定める基準に置き換えられ適用されます。しかしそれ以外の労働契約の部分は有効とされることで労働契約が全体として無効にはなりません。

例えば、法定の時間外労働に割増賃金を支払わないという契約があればその部分は無効になり、法定の基準に基づく割増賃金を支払うべき労働契約が締結されていることとなり、その支払い責任を使用者が負うこととなります。

確かめよう労働条件

(厚生労働省)<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/qa/roudousya/zenpan/q2.html>

## 奈良県の労働経済主要指標

<労働者の動き(新規求人倍率、有効求人倍率は季節調整値)>

	人口 (年度は10月1日)	新規 求職数	新規 求人数	新規 求人倍率	有効 求職数	有効 求人数	有効求人倍率 <( )内は全国値>
平成26年度	1,376,466	60,541	82,362	1.36	253,048	225,223	0.89 (1.11)
27年度	1,364,316	58,675	92,815	1.58	244,184	253,703	1.04 (1.23)
28年度	1,356,950	54,959	98,468	1.79	231,819	272,781	1.18 (1.39)
平成29年7月	1,350,211	4,269	8,581	1.98	18,614	24,272	1.30 (1.52)
8月	1,349,624	4,389	8,963	2.04	18,264	24,204	1.33 (1.52)
9月	1,348,930	4,305	9,198	2.14	18,094	24,846	1.37 (1.52)
10月	1,348,257	4,064	8,138	2.00	17,920	24,691	1.38 (1.55)
11月	1,348,021	4,189	8,915	2.13	17,673	24,345	1.38 (1.56)
12月	1,347,510	4,333	9,545	2.20	17,647	24,026	1.36 (1.59)
平成30年1月	1,347,156	4,151	8,804	2.12	17,864	25,030	1.40 (1.59)

(奈良労働局主要統計・指標より)

<賃金・労働時間の動き(年平均、月平均 事業所規模5人以上)>

	賃 金 (円)		労働 時 間 (時間)	
	現金給与総額	きまって支給する給与	総実労働時間	所定外労働時間
平成26年	264,538	223,388	136.4	8.1
27年	262,762	224,887	134.4	7.3
28年	265,836	225,242	134.5	7.5
平成29年6月	350,187	228,505	140.8	7.6
7月	344,956	236,795	139.9	7.4
8月	240,508	232,480	135.5	7.3
9月	238,564	235,164	137.8	7.6
10月	232,273	229,738	135.9	7.6
11月	237,707	230,490	137.8	8.1
12月	491,356	232,007	135.7	8.2

(毎月動労統計調査地方調査より)

なら労働時報 通巻362号 平成30年4月1日発行

発行 奈良県産業・雇用振興部雇用政策課 〒630-8501 奈良市登大路町30

電話 0742-27-8828 FAX 0742-27-2319 <http://www.pref.nara.jp/1664.htm>